

第5号様式（第7条，第17条関係）

（第1）

（表）

特定都市施設整備項目表（小規模建築物以外の建築物用）

1 所在地	
2 名称	

- 1 不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用するもの（遵守基準）  
 不特定若しくは多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用するもの（努力基準）

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
(遵) 遵守基準			不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用するもの（移動等円滑化経路等を含む。）⇒読替えあり（※1）	
			(視) 不特定かつ多数の者が利用し，又は主として視覚障害者が利用するもの (特) 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積2,000㎡以上）	
(努) 努力基準			不特定若しくは多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用するもの（移動等円滑化経路等を含む。）	
			(視) 不特定かつ多数の者が利用し，又は主として視覚障害者が利用するもの	
廊下等			1 表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	2	(視) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等（※9）を敷設	1
階段		1	段がある部分に，手すりの設置	
		2	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	
		3	踏面の端部とその周囲とを色の明度，色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		4	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
	—	5	(視) 段の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等（※9）を敷設	2
		6	主たる階段は回り階段でないこと。	3
		7	階段のうち1以上は，次に掲げるもの	
	—	①	踊り場に，手すりの設置	4
		②	けあげ18cm以下，踏面26cm以上，それぞれ一定とする。	4
		③	階段の幅120cm以上（手すりの幅は10cmを限度としないものとみなす。）	4
階段に代わり，又はこれに併設する傾斜路	—	1	勾配1/12を超え，又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりを設置	
		2	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	
		3	前後の廊下等との色の明度，色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
	—	4	(視) 傾斜の上端に近接する踊り場に点状ブロック等（※9）を敷設	5
便所（※2）		1	床の表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2	便所のうち1以上（男女別の場合それぞれ）は次に掲げるもの	
	—	①	車椅子使用者用便房（※10）を1以上設置	
		②	水洗器具（オストメイト対応）が設置されている便房を1以上設置	
		③	ベビーチェア等を設けた便房を1以上設置，便房及び便所の出入口にその旨表示	
		④	ベビーベッド等を設置（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。），便所の出入口にその旨表示	
浴室等（※3）		3	小便器を設ける場合，床置き式（壁掛式は，受け口の高さ35cm以下）を1以上設置	
		1	床の表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2	次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置（男女別の場合それぞれ）	
	①		浴槽，シャワー，手すり等の適切な設置	
	②		車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保	
宿泊施設の客室		③	出入口の幅（開放時有効）85cm以上	
		④	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし，その前後に高低差なし	
	—	1	宿泊施設で客室の総数が50以上の場合，車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上設置	6
	—	2	車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの	
	①		便所内に車椅子使用者用便房（※10）を設置	
		②	車椅子使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入口幅（開放時有効）80cm以上	
		③	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし，その前後に高低差なし	
		3	車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの	7
	①		車椅子使用者等が円滑に利用できる構造（※11）	
		②	出入口幅（開放時有効）80cm以上	
	③	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし，その前後に高低差なし		
	4	車椅子使用者用客室以外の一般客室は次に掲げるもの		
—	①	宿泊者特定経路上には，階段又は段を設けない。 ⇒傾斜路，E Vその他の昇降機を併設している場合は，この限りでない。		
	②	出入口の幅（開放時有効）80cm以上		
—	③	1以上の便所及び浴室等の出入口の幅（開放時有効）70cm 客室内には階段又は段を設けない。 ⇒同一客室内において複数の階がある場合，傾斜路を併設している場合，浴室等の内側の必要最低限の高低差を設ける場合を除く。		
観覧席・客席（※4）		1	観覧席，客席を設ける場合は，次に掲げる構造とする。	
	—	①	車椅子使用者のための観覧席，客席を出入口から容易に到達でき，かつサイトライン（可視線）に配慮した位置に設置	
		②	集団補聴設備等，高齢者，障害者等の利用に配慮した設備を設置	
敷地内の通路		1	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2	段がある部分は次に掲げるもの	
		①	手すりの設置	
		②	路面の端部とその周囲とを色の明度，色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		③	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		3	傾斜路は次に掲げるもの	
	—	①	勾配1/12を超え，又は高さ16cmを超え，かつ，勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置	
	②	前後の通路との色の明度，色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能		

駐車場(※5)	—	1	次に掲げる車椅子使用者用駐車施設を1以上設置	
		①	幅 350cm以上	
		②	車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
標識	—	2	車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置	
		1	移動等円滑化の措置済みE.Vその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※12)を設置	
案内設備	—	1	建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置(案内所を設ける場合を除く。)	
		①	移動等円滑化の措置済みE.Vその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	8
		②	移動等円滑化の措置済みE.Vその他の昇降機、便所の配置を点字等(※13)で視覚障害者に示す設備の設置	
案内設備までの経路	—	1	(視)道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の1以上一次の視覚障害者移動等円滑化経路	9
		①	線状ブロック等(※14)、点状ブロック等(※9)を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	10
		②	車路に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	
		③	段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	11
公共的通路	—	1	建築物外部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)	
		①	通路の有効幅200cm以上とし、通行に支障のない高さ空間を確保	
		②	通路面 段差の禁止	12
		③	通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ	
		④	敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	13
		⑤	階段を設ける場合は、基準に定める構造(※15)とする。	
		2	建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)	
		①	通路の有効幅200cm以上とし、当該部分の天井の高さ250cm以上とする。	
		②	通路の床 段差の禁止	14
		③	通路の床 粗面又は滑りにくい仕上げ	
		④	道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	
⑤	階段を設ける場合は、基準に定める構造(※15)とする。			

2 移動等円滑化経路等に追加される整備基準

(遵) 遵守基準	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等に追加される基準) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの (特) 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積2,000㎡以上)			
(努) 努力基準	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等に追加される基準) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの			
整備項目	チェック	整備内容		緩和措置
	遵 努			
移動等円滑化経路等		1	移動等円滑化経路等上には、階段又は段を設けない。 ⇒傾斜路、E.Vその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない。	
出入口		1	幅(開放時有効)85cm以上(直接地上に通ずる出入口・E.Vの籠・昇降路の出入口を除く。)	
		2	直接地上に通ずる出入口の幅(開放時有効)100cm以上	
		3	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		4	幅140cm以上	
廊下等		1	幅140cm以上	
		2	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		— 3	(視) 階段の下端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	15
		4	授乳及びおむつ交換のできる場所を設置	16
階段に代わり又はこれに併設する傾斜路		1	幅140cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)	
		2	勾配1/12以下	
		3	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	
		— 4	手すりの設置	
		5	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	利用居室、車椅子使用者用便所、車椅子使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること。	
		2	籠・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上(建築物の床面積が5,000㎡を超える場合は90cm以上)	
		3	籠の奥行き135cm以上	
		4	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き150cm以上	
		5	籠及び乗降ロビーに車椅子使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置	
		6	籠内に、停止する予定の階、籠の現在位置を表示する装置の設置	
		7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
		— 8	(特) 籠の幅140cm以上	
		— 9	(特) 車椅子の転回に支障のない構造	
		— 10	(視) 籠内に、到着する階、籠・昇降路の出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置の設置	17
		— 11	(視) 籠・乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※13)視覚障害者が円滑に操作可能な構造	17
		— 12	(視) 籠又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	17
特殊な構造又は使用形態の昇降機	—	1	エレベーターにあっては次に掲げるもの	
		①	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	
		②	籠の幅70cm以上かつ奥行き120cm以上	
敷地内の通路	—	③	車椅子使用者が籠内で方向転換の必要がある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること。	
		2	エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	
敷地内の通路		1	幅140cm以上	
		2	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	

(第2)

(表)

		3	傾斜路は次に掲げるもの	
		①	幅140cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）	
		②	勾配1/20以下	
—		③	手すりの設置	
		④	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
		⑤	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	

3 宿泊者特定経路に関する整備基準

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	1	勾配1/12を超え又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	
	—	2	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	—	3	前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
	—	4	幅 120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）	
	—	5	勾配 1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）	
	—	6	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	
	—	7	両側に側壁又は立上りの設置	
	—	8	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	各一般客室、車椅子使用者用便所、車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること	
	—	2	籠・昇降路の出入口の幅（開放時有効）80cm以上	
	—	3	籠の奥行き 115cm以上	
	—	4	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上	
	—	5	籠及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	
	—	6	籠内に、停止予定階、籠の現在位置を表示する装置の設置	
	—	7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
特殊な構造又は使用形態の昇降機	—	1	エレベーターにあっては次に掲げるもの	
	—	①	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	
	—	②	籠の幅 70cm以上 かつ 奥行き 120cm以上	
	—	③	車椅子使用者が籠内で方向転換の必要ある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること	
—	2	エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの		

4 努力基準で上乗せされる基準（不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
(努) 努力基準	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの（移動等円滑化経路等を含む。） (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの			
出入口	—	1	屋外へ通ずる出入口の幅85cm以上	
	—	2	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	—	1	階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等（※9）を敷設	18
	—	2	(視) 傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等（※9）を敷設	18
階段	—	1	踊り場を含め、手すりの設置	
	—	2	段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等（※9）を敷設	19
	—	3	階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
	—	①	踊り場を含め、両側に手すりの設置	
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	1	手すりの設置	
	—	2	(視) 傾斜の上端に近接する踊り場に点状ブロック等（※9）を敷設（自動車の駐車のために供する施設に設けるものを含む。）	20
便所（※6）	—	1	便所のうち1以上（男女別の場合はそれぞれ）にだれでもトイレ（※16）を1以上設置	
	—	2	次に掲げる便所（だれでもトイレを除く。）を1以上設置（男女別の場合はそれぞれ）	
	—	①	床面には段差を設けない。	
	—	②	大便器は1以上を腰掛け式	
宿泊施設の客室	—	③	腰掛けとした大便器及び小便器に手すりの設置（それぞれ1以上）	
	—	1	車椅子使用者用客室を、全室数が200以下の場合には1/50以上、全室数が200を超える場合は1/100+2以上設置	
	—	2	車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの	
	—	①	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	3	車椅子使用者用客室の浴室等は次に掲げるもの	21
	—	①	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	
観覧席、客席（※7）	—	4	車椅子使用者用客室以外の一般客室は次に掲げるもの	
	—	①	1以上の便所及び浴室等の出入口の幅（開放時有効）75cm	
敷地内の通路	—	1	車椅子使用者のための観覧席、客席を、出入口から容易に到達でき、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に全席数が200以下の場合には1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上設置	
	—	1	段がある部分は次に掲げるもの	
	—	①	上下端には点状ブロックを敷設	22
駐車場（※8）	—	2	傾斜路は次に掲げるもの	
	—	①	手すりの設置	
	—	1	車椅子使用者用駐車施設を、全駐車台数が200以下の場合には1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上設置	
案内設備までの経路	—	①	車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
	—	2	車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室等までの経路についての誘導表示を設置	
	—	1	道等から案内設備（案内所がある場合は案内所）までの経路の1以上→次の視覚障害者移動等円滑化経路	23
	—	①	線状ブロック等（※14）、点状ブロック等（※9）を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	
—	②	段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等（※9）を敷設	11	

5 努力基準で上乗せされる基準（移動等円滑化経路等に追加される基準）

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。	
	—	2	乗降ロビーに転落防止策を講ずる。	
	—	3	籠の幅140cm以上	24
	—	4	床面積5,000㎡を超える場合 籠の幅160cm以上	25
	—	5	車椅子の転回に支障のない構造	
	—	6	籠内に、到着する階、籠・昇降路の出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置の設置	
	—	7	籠・乗降ロビーの制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置等）は、点字等（※13）視覚障害者が円滑に操作可能な構造	
	—	8	籠又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	
	—	9	その他高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造（※17）	
敷地内の通路	—	1	傾斜路は次に掲げるもの	
	—	①	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	

(第3)

注意

- 1 整備内容欄のうち※は、下記の備考を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、下記の緩和措置を参照してください。
- 2 各整備内容についての措置が講じられている場合に、チェック欄に○を記入してください。

備考

- ※1 読替規定により、多数の者が利用する建築物については「多数の者が利用するもの（移動等円滑化経路等を含む。）」となる。
- ※2 不特定かつ多数の者（遵守基準）／不特定若しくは多数の者（努力基準）が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
- ※3 不特定かつ多数の者（遵守基準）／不特定若しくは多数の者（努力基準）が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
- ※4 不特定かつ多数の者（遵守基準）／不特定若しくは多数の者（努力基準）が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席、客席を設ける場合
- ※5 不特定かつ多数の者（遵守基準）／不特定若しくは多数の者（努力基準）が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
- ※6 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
- ※7 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席、客席を設ける場合
- ※8 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
- ※9 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※10 腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房
- ※11 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている構造
- ※12 高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの（JIS Z 8210に適合するもの）
- ※13 ①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの
- ※14 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※15 両側に手すりの設置、段の上下端に近接する通路部分及び段の上端に近接する踊り場（250cm以下の直進のものを除く。）に点状ブロック等（※9）の敷設、階段の項目3、4、6、7②、7③
- ※16 腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保、一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置、出入口に当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示した便房
- ※17 （一社）日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車椅子兼用エレベーターに関する標準」「JIAS-515E 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮

緩和措置

- 1 ①勾配1/20以下②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜③自動車駐車施設内
- 2 ①自動車駐車施設内②踊り場に段がある部分と連続して手すりを設ける場合
- 3 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合
- 4 主として高齢者、障害者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路等を構成するエレベーター及び乗降ロビーを併設の場合は適用外。ただし、建築基準法施行令第25条に階段の手すりの設置規定あり
- 5 1 ①②③に該当する場合、踊り場に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合
- 6 同一階に不特定かつ多数の者が利用する便所（男女別の場合はそれぞれ）が1以上ある場合
- 7 不特定かつ多数の者が利用（遵守基準）／不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用（努力基準）する浴室等（男女別の場合はそれぞれ）が1以上ある場合
- 8 当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く。
- 9 2①に該当する場合、案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合
- 10 進行方向を変更する必要がない風除室内
- 11 1 ①②に該当する場合、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等
- 12 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機、次に掲げる傾斜路を設けている場合  
①幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上②勾配は1/20未満③高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊り場を設置  
④手すりの設置⑤両側に側壁又は立ち上がりを設置⑥傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置  
⑦前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
- 13 道路の歩道に沿って歩道上空地在設けられている場合の当該歩道上空地
- 14 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機、次に掲げる傾斜路を設けている場合  
①幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上②勾配は1/12未満③高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊り場を設置  
④手すりの設置⑤両側に側壁又は立ち上がりを設置⑥傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置  
⑦前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能  
⑧傾斜の上端に近接する踊り場の部分には、点状ブロック等（※9）を敷設（勾配1/20未満のもの、高さ16cmを超えないもの、直進で250cm以下の踊り場を除く。）
- 15 ①自動車駐車施設内②点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合
- 16 他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合
- 17 自動車駐車施設内に設けるもの
- 18 1 ①②に該当する場合
- 19 踊り場が直進の250cm以下の場合
- 20 1 ①②、19に該当する場合
- 21 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等（男女別の場合はそれぞれ）が1以上ある場合
- 22 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合⇒仕上げの色を変える等の代替措置
- 23 案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合
- 24 構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用できる機種を採用する場合
- 25 籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用できるもの又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合